

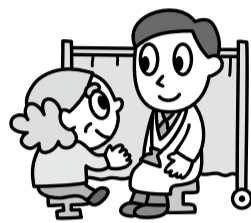
# 人間ドック 受診費用を7割助成



市は、国民健康保険(国保)・後期高齢者医療の加入者を対象に、外来(半日)人間ドック・脳ドック・併用ドック(人間・脳ドックの併用受診)の受診費用を助成します。

**【国民健康保険】**  
対象者 国保税を滞納していない世帯で、次のすべてを満たす人  
▼5月6日現在30歳以上75歳未満(昭和13年5月7日以降生まれ)の人で、1年以上継続して京田辺市国民健康保険に加入している人  
▼入院・妊娠していない  
▼後期高齢者医療の対象者 国保税を滞納していない後期高齢者医療の被保険者で、次のすべてを満たす人  
▼入院していない  
▼養護老人ホーム・介護保険施設へ入所していない  
受診費用の7割(助成額)  
【申込期間】  
4月1日(月)～5月7日(火)  
詳しくは、3月下旬に対象者へ郵送する案内をご覧ください。

**【申込・問合せ先】**  
国民健康保険に関すること(☎64・1332)  
後期高齢者医療に関すること(☎64・1374)



# 市国保税 所得に応じ軽減 19歳以上の加入者は申告を

4月1日現在19歳以上で、市国民健康保険に加入している人は、平成24年中の所得申告が必要です。国民健康保険税には所得に応じた軽減措置がありますが、世帯の中に19歳以上で申告のない人が1人でもい場合、軽減措置が適用されません。市・府民税の申告義務がない人や、家族に扶養されている人も、所得の有無にかかわらず申告が必要です。なお、確定申告書を提出した人や、勤務先などから給与・公的年金などの支払報告書が提出されている人を除きます。詳しくは、お問い合わせください。

**【申告先】**  
▼1月1日現在、本市に住民登録があった人＝税務課  
▼1月2日以降、本市に住民登録した人＝国保医療課  
【しめきり】  
3月22日(金)しめきりを過ぎる場合は、ご相談ください。  
**【問合せ先】**  
国保医療課 (☎64-1332)

制度名	対象者	助成内容
老人医療	65～69歳の人で次のいずれかに該当する人 ①一人暮らしの人(所得制限あり) ②満60歳以上の人だけで構成する世帯の人(所得制限あり) ③所得税が課せられていない世帯の人 ※住民税非課税世帯の人は、申請すると医療費が減額されます。	健康保険で受診したときの自己負担分を一部助成
障害者医療	65歳までの人で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている人 ②療育手帳Aを持っている人 ③療育手帳B(b1)と身体障害者手帳3級を併せて持っている人 ④精神に障がいのある人で障害基礎年金1級または2級を受給している人	健康保険で受診したときの自己負担分を助成
母子医療	母子家庭で18歳以下(高校3年卒業まで)の子と母親	

# 65～69歳 障がい者 母子家庭 該当する人は申請を 医療費の一部を補助

市は、医療費の一部を補助する福祉医療制度を設けています。対象者には受給者証を交付しますので、該当する人は申請してください。対象＝右表のとおり

**申請に必要なもの＝**  
健康保険被保険者証  
障害者医療の申請には、障害者手帳・年金証書などが必要です。また、福祉医療費受給者証(老人)を持っている人で、4月1日現在70歳未満の人には、3月末までに新しい受給者証を郵送します。有効期限は7月31日です。  
**申請・問合せ先＝**  
国保医療課 (☎64-1374)

# 後期高齢者医療制度

## 保険料の納付は口座振替が便利

保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、市内金融機関で手続きできます。金融機関にある後期高齢口座振替依頼書で申し込んでください。  
**手続きに必要なもの＝**▼後期高齢者医療被保険者証▼通帳▼届出印  
なお、手続き完了時期により口座振替開始月が変わることがあります。

## 未納の人は早めに納付を

市は、後期高齢者医療保険料が未納の人に、催告状を郵送します。同封の納付書で、市役所金融機関で納付してください。  
催告分の保険料は、口座振替はできません。また、延滞金を加算している場合があります。  
なお、納付の確認には数日かかります。すでに納付済みの人にも行き違いで催告状が届くことがあります。ご了承ください。

## 高額医療費の申請には口座登録

1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担額を超えた分が払い戻されます。申請には、振込先金融機関の口座登録が必要です。該当する人には案内を郵送していますので、申請がまだの人は早めに申請してください。

**【問合せ先】**  
国保医療課 (☎64-1374)

# 70～74歳 高齢受給者証を郵送

70～74歳で、高齢受給者証の一部負担金の割合が「2割(ただし、平成25年3月31日まで1割)」の人の自己負担割合は、4月1日以降も1割に据え置かれます。  
そのため、市国民健康保険の高齢受給者証の記載内容が変わりますので、対象者には新しい受給者証を3月15日以降に郵送します。医療機関にかかるときは国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を提示してください。  
**問合せ先** 国保医療課 (☎64・1332)

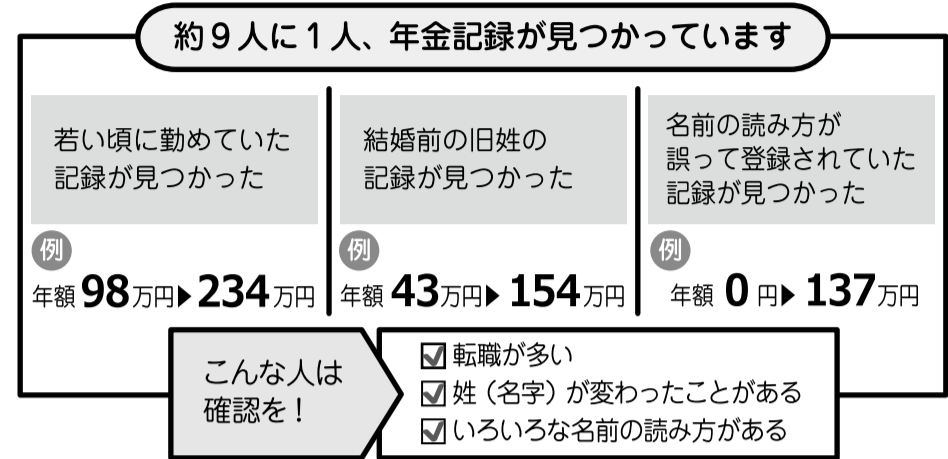
# あなたは大丈夫?! 年金記録

## 心当たりは相談を

日本年金機構は、「ねんきん定期便」などでみなさんに年金記録の確認をお願いしてきましたが、いまだに持ち主不明の年金記録が多く残っています。自分や家族の年金に漏れや誤りがないか心配な人や、記憶が不確かかな人は、年金事務所などで相談してください。

## 記録が見つかり 受給額増加も

下図のように、年金記録が見つかった事例があります。記録が見つかることで、受給できる年金額が大きく変わることもありますので、気になる記録がある人は確認しましょう。



**記録の確認はねんきんネット**  
インターネットを使った「ねんきんネット」サービスでは、①年金加入記録の照会②年金見込額の試算③持ち主の分からない記録の検索など、年金に関するサービスを利用できます。また、ねんきん定期便や年金振込通知書も確認できるようになりました。自宅でも簡単に確認できますので、ぜひご利用ください。**【利用方法】**  
利用にはユーザーI

するサービスを利用できます。詳しくは、ねんきんネット(http://www.nenkin.jp)をご覧ください。**【問合せ先】**  
京都府年金事務所(☎0756441165)

# 窓口が変わります 4月1日 府から市へ権限移譲

京都府から市への権限移譲が行われます。府で行っていた事務は、4月1日から下表のとおり市が窓口となります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。  
**問合せ先＝**企画管理課 (☎64-1310)

移譲される事務	担当課	電話番号
未熟児の訪問指導・低体重児の届出・未熟児養育医療の給付など	子ども福祉課 [※子育て支援課]	64-1377
育成医療費の支給の認定・支給	障害福祉課	64-1372
社会福祉法人の定款の認可・報告徴収・検査・業務停止命令・解散命令	保健福祉政策推進室 [※健康福祉政策推進室]	64-1370
専用水道の給水開始の届出受理・布設工事の設計の確認・報告徴収・立入検査・給水停止命令・小規模受理・水道の管理状況の報告など	工務課	62-0414
飲用井戸の管理状況の報告など	環境課	64-1366

\*組織の変更により、4月1日から名称が変わります。

## 教育委員会委員

### 人事

市は、2月20日に開かれた市議会定例会本会議で、今村真氏(50)＝田辺久戸を教育委員会委員に任命する人事案件の同意を得て、同氏を任命しました。  
任期は平成25年3月1日から4年間です。  
**問合せ先** 職員課 (☎64・1324)

# 市職員の給与などを公表

市は、市職員の給与などの実態を公表しました。内容は、職員の任免と職員数、給与、勤務時間や勤務条件、分限・懲戒処分、服務、研修と勤務成績の評価、福祉・利益の保護の状況です。

本紙では、その一部を紹介し、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

## ◆人件費の概要(平成23年度普通会計決算) (単位:千円)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成22年度人件費率
20,971,628	4,946,777	23.59%	22.98%

## ◆平均給料月額・平均年齢(平成24年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	331,500円	43.0歳
技能労務職	327,400円	43.9歳

## ◆国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般行政職	99.9	99.2	98.7	106.5 (参考値98.3)

注ラスパイレス指数とは、国の給料額を100とした場合の地方公共団体の給料水準を示した数値です。また、参考値は国家公務員の時限的な給与改定措置がないとした場合の値です。

## ◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	272,400円	316,200円	365,500円
	高校卒	—円	292,000円	334,600円

注経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続いて勤務していた場合の年数です。10年以上15年未満の高校卒は、該当者がいません。

## ◆特別職の給与・報酬など(平成24年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	875,000円	6月期1.875 12月期2.025 計3.90 (給料+地域手当+役職加算額(給料+地域手当)×15%)×3.90月分
副市長	730,000円	
議長	500,000円	
副議長	405,000円	6月期1.40 12月期1.55 計2.95
議員(委員長)	380,000円	(報酬+役職加算額(報酬×15%))×2.95月分
議員	375,000円	